

嬉野市地域防災計画修正

新旧対照表

令和6年3月

嬉野市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																														
6	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第5節 計画の推進</p> <p>1 計画の主な推移</p> <p><u>(13) (追加)</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第5節 計画の推進</p> <p>1 計画の主な推移</p> <p><u>(13) 令和5年度は、防災基本計画（令和5年5月修正版）及び佐賀県地域防災計画（令和5年3月修正版等）との整合を図りつつ、原子力災害対策のうち、伊万里市からの避難者受入れ避難所一覧表を追加した。</u></p>	令和5年度修正内容を追加																																																														
14	<p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="201 766 1368 1356"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）</td><td>(中略)</td></tr> <tr><td>(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）</td><td></td></tr> <tr><td>(3) KDDI株式会社</td><td></td></tr> <tr><td>(4) ソフトバンク株式会社</td><td></td></tr> <tr><td><u>(5) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(6) 日本赤十字社（佐賀県支部）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(7) 日本放送協会（佐賀放送局）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(8) 西日本高速道路（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(9) 九州旅客鉄道株式会社</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(10) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(11) 日本通運株式会社（佐賀支店）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(12) 九州電力株式会社（佐賀支店）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(13) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(14) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）</u></td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務	(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	(中略)	(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）		(3) KDDI株式会社		(4) ソフトバンク株式会社		<u>(5) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）</u>	(中略)	<u>(6) 日本赤十字社（佐賀県支部）</u>	(中略)	<u>(7) 日本放送協会（佐賀放送局）</u>	(中略)	<u>(8) 西日本高速道路（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）</u>	(中略)	<u>(9) 九州旅客鉄道株式会社</u>	(中略)	<u>(10) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）</u>	(中略)	<u>(11) 日本通運株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)	<u>(12) 九州電力株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)	<u>(13) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）</u>	(中略)	<u>(14) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）</u>	(中略)	<p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1486 766 2653 1356"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務または業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）</td><td>(中略)</td></tr> <tr><td>(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）</td><td></td></tr> <tr><td>(3) KDDI株式会社</td><td></td></tr> <tr><td>(4) ソフトバンク株式会社</td><td></td></tr> <tr><td><u>(5) 楽天モバイル株式会社</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>(6) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(8) 日本放送協会（佐賀放送局）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(9) 西日本高速道路（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(10) 九州旅客鉄道株式会社</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(11) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(12) 日本通運株式会社（佐賀支店）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(13) 九州電力株式会社（佐賀支店）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(14) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）</u></td><td>(中略)</td></tr> <tr><td><u>(15) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）</u></td><td>(中略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務	(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	(中略)	(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）		(3) KDDI株式会社		(4) ソフトバンク株式会社		<u>(5) 楽天モバイル株式会社</u>		<u>(6) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）</u>	(中略)	<u>(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）</u>	(中略)	<u>(8) 日本放送協会（佐賀放送局）</u>	(中略)	<u>(9) 西日本高速道路（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）</u>	(中略)	<u>(10) 九州旅客鉄道株式会社</u>	(中略)	<u>(11) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）</u>	(中略)	<u>(12) 日本通運株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)	<u>(13) 九州電力株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)	<u>(14) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）</u>	(中略)	<u>(15) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）</u>	(中略)	最新情報に更新
機 関 名	処理すべき事務または業務																																																																
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	(中略)																																																																
(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）																																																																	
(3) KDDI株式会社																																																																	
(4) ソフトバンク株式会社																																																																	
<u>(5) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）</u>	(中略)																																																																
<u>(6) 日本赤十字社（佐賀県支部）</u>	(中略)																																																																
<u>(7) 日本放送協会（佐賀放送局）</u>	(中略)																																																																
<u>(8) 西日本高速道路（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）</u>	(中略)																																																																
<u>(9) 九州旅客鉄道株式会社</u>	(中略)																																																																
<u>(10) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）</u>	(中略)																																																																
<u>(11) 日本通運株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)																																																																
<u>(12) 九州電力株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)																																																																
<u>(13) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）</u>	(中略)																																																																
<u>(14) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）</u>	(中略)																																																																
機 関 名	処理すべき事務または業務																																																																
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店）	(中略)																																																																
(2) 株式会社NTTドコモ（佐賀支店）																																																																	
(3) KDDI株式会社																																																																	
(4) ソフトバンク株式会社																																																																	
<u>(5) 楽天モバイル株式会社</u>																																																																	
<u>(6) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）</u>	(中略)																																																																
<u>(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）</u>	(中略)																																																																
<u>(8) 日本放送協会（佐賀放送局）</u>	(中略)																																																																
<u>(9) 西日本高速道路（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）</u>	(中略)																																																																
<u>(10) 九州旅客鉄道株式会社</u>	(中略)																																																																
<u>(11) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）</u>	(中略)																																																																
<u>(12) 日本通運株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)																																																																
<u>(13) 九州電力株式会社（佐賀支店）</u>	(中略)																																																																
<u>(14) 九州電力送配電株式会社（佐賀支社）</u>	(中略)																																																																
<u>(15) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局）</u>	(中略)																																																																
19	<p>第3章 嬉野市の概要</p> <p>第1節 自然的環境</p> <p>第1項 自然的条件</p> <p>(位置・地勢) 人口<u>25,044</u>人である。(令和5年2月28日現在)</p>	<p>第3章 嬉野市の概要</p> <p>第1節 自然的環境</p> <p>第1項 自然的条件</p> <p>(位置・地勢) 人口<u>24,800</u>人である。(令和5年10月31日)</p>	最新データに更新																																																														

嬉野市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
21	<p>第3章 嬉野市の概要 第1節 自然的環境 第2項 気象</p> <p>嬉野市は、夏場の7、8月頃に日平均気温が25℃を超え、最高気温が38℃以上になる日もあるが、冬の2月前後になると日平均気温は5℃前後や最低気温も氷点下5℃以下となり、夏場と冬場の気温の変化が大きい。降水量については、山間部が多い影響で、平均で約2,300mmと比較的降水量が多い地域で、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が180mm以上に達することがある。特に塩田川は、感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、11月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。</p> <p>(1) 各年の気象概況 <u>(2022年 追加)</u></p>	<p>第3章 嬉野市の概要 第1節 自然的環境 第2項 気象</p> <p>嬉野市は、夏場の7、8月頃に日平均気温が25℃を超え、最高気温が38℃以上になる日もあるが、冬の2月前後になると日平均気温は5℃前後や最低気温も氷点下5℃以下となり、夏場と冬場の気温の変化が大きい。降水量については、山間部が多い影響で、平均で約2,300mmと比較的降水量が多い地域で、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が180mm以上に達することがある。特に塩田川は、感潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、11月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。</p> <p>(1) 各年の気象概況 <u>2022年 平均気温 16.0℃</u> <u>最高気温(日にち) 37.2℃(7/28)</u> <u>最低気温(日にち) -4.4℃(1/19)</u> <u>降水量 1,682.0mm</u></p>	<p>2022年記録を追加修正</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
25	<p>第2編 風水害対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 これまでの風水害被害</p> <p>1 大雨</p> <p>(2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 2019(令和元)年8月27日～28日の大雨(令和元年佐賀豪雨)</p> <p>8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者<u>3</u>名、意識不明を含む重傷者<u>3</u>名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊756棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。</p>	<p>第2編 風水害対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 これまでの風水害被害</p> <p>1 大雨</p> <p>(2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 2019(令和元)年8月27日～28日の大雨(令和元年佐賀豪雨)</p> <p>8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者<u>4</u>名、意識不明を含む重傷者<u>2</u>名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊756棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。</p>	誤記のため修正
37	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 安全・安心なまちづくり</p> <p>国、県、市及びその他の防災機関は、以下の施設整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生したとしても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。</p> <p>また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>国、県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>また、市、県及び国は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。</p> <p>市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>(追加)</u> また、市及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 安全・安心なまちづくり</p> <p>国、県、市及びその他の防災機関は、以下の施設整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生したとしても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。</p> <p>また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>国、県及び市町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>また、市、県及び国は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。</p> <p>市、県及び国は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u> また、市及び県は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p><u>市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	国基本計画(R4.6)にて修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
57	<p>第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり 第1項 市域保全施設の整備 1 地盤災害防止施設等の整備 (4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ア～ウ (略) エ 土砂災害警戒情報等の提供 市は、市民自らの避難の判断等に参考となるよう、収集した土砂災害に関する情報をインターネット・防災行政無線・電話・FAX・携帯電話の緊急速報エリアメール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社（追加）「以下電気通信事業者等と言う。」が提供する緊急速報メールを言う。以下同じ）・広報車等保有するあらゆる手段を活用して市民へ伝達する。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり 第1項 市域保全施設の整備 1 地盤災害防止施設等の整備 (4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ア～ウ (略) エ 土砂災害警戒情報等の提供 市は、市民自らの避難の判断等に参考となるよう、収集した土砂災害に関する情報をインターネット・防災行政無線・電話・FAX・携帯電話の緊急速報エリアメール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社「以下電気通信事業者等と言う。」が提供する緊急速報メールを言う。以下同じ）・広報車等保有するあらゆる手段を活用して市民へ伝達する。</p>	最新情報に更新
66	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 1 地盤災害防止施設等の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 ア (略) イ 県は、発災時に<u>安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）</u>の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 関係機関相互の連絡体制の整備 ア (略) イ 県は、発災時に<u>行方不明者</u>の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</p>	国基本計画(R4.6)にて修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
71	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備</p> <p style="text-align: center;">【防災情報連絡系統図】</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備</p> <p style="text-align: center;">【防災情報連絡系統図】</p>	脱字修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
77	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備 5 道の駅「うれしの まるく」の防災拠点としての整備 市は、防災機能を有する道の駅を整備し、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。 <<主な機能>> <u>○ 備蓄施設</u> <u>○ 避難場所としての広場</u> <u>○ 情報通信機器</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備 5 道の駅「うれしの まるく」の防災拠点としての整備 市は、防災機能を有する道の駅を整備し、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。 <<主な機能>> <u>○ 避難場所</u> <u>○ 情報発信拠点</u> <u>○ 緊急物資の基地機能</u> <u>○ 警察・消防・自衛隊等の活動拠点</u></p>	<p>県地域防災計画に整合</p>
77	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備 6 災害の未然防止 公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。 下水道を管理する市及び、河川管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。づけ、その機能強化に努める。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備 6 災害の未然防止 公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。 下水道を管理する市及び、河川管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。</p>	<p>誤記のため削除</p>
89	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 <u>市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画(R5.5版)にて修正</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
92	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1)～(2) (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 ア (略) イ 指定避難所 (ア) 指定基準 c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支障を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1)～(2) (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 ア (略) イ 指定避難所 (ア) 指定基準 c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支障を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画(R5.5版)にて修正</p>
95	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1)～(2) (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 ア (略) イ 指定避難所 (ア) (イ) 機能の強化 市は、予め指定した<u>指定緊急避難場所</u>の機能の強化を図るため、次の対策を進める。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1)～(2) (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 ア (略) イ 指定避難所 (ア) (イ) 機能の強化 市は、予め指定した<u>指定避難所</u>の機能の強化を図るため、次の対策を進める。</p>	<p>適切な表現に修正</p>
96	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1)～(2) (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 ア (略) イ 指定避難所 (ア) (イ) 機能の強化 b 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等の他、多目的トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 1 避難計画 (1)～(2) (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 ア (略) イ 指定避難所 (ア) (イ) 機能の強化 b 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等の他、多目的トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備</u></p>	<p>国基本計画(R4.6版)にて修正</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
100	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 4 応急住宅 (1)～(4) (略) (5) 被災者支援体制の整備 市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>(追加)</u> 被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難収容活動 4 応急住宅 (1)～(4) (略) (5) 被災者支援体制の整備 市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細な支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画(R5.5版)にて修正</p>
104	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難収容活動 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 嬉野市地域防災計画に基づき、市の防災担当部局と福祉担当部局は、関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難収容活動 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 嬉野市地域防災計画に基づき、市の防災担当部局と福祉担当部局は、関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>国基本計画(R5.5版)にて修正</p>
108	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 8 外国人の安全確保対策 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災意識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 8 外国人の安全確保対策 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災意識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。 <u>また、避難所等においては、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</u></p>	<p>国基本計画に整合</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
115	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第13項 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(2) 県の災害廃棄物処理計画</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の<u>性</u>へ応援を要請する。</p>	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第13項 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(2) 県の災害廃棄物処理計画</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の<u>県</u>へ応援を要請する。</p>	誤記のため修正
120	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第3節 防災思想・知識の普及</p> <p>第1項 防災思想・知識の普及</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ (追加)</u></p>	<p>第2章 災害予防対策計画</p> <p>第3節 防災思想・知識の普及</p> <p>第1項 防災思想・知識の普及</p> <p>2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	国基本計画(R4.6版)にて修正
131	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>市は、市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。</p> <p>1 災害対策連絡室</p> <p>(1) 設置基準及び廃止基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>市は、市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。</p> <p>1 災害対策連絡室</p> <p>(1) 設置基準及び廃止基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 所掌事務</p> <p>災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整。</p> <p><u>災害が発生するおそれがある段階における事前避難の実施に関する検討及び救助法適用に関する調整。</u></p>	県地域防災計画(R5.3)に整合

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
140	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>1 風水害に係る警報等の種類</p> <p>(1) 気象関係</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ その他の情報</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、<u>(追加)</u>、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1項 警報等の伝達等</p> <p>1 風水害に係る警報等の種類</p> <p>(1) 気象関係</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ その他の情報</p> <p>土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、<u>線状降水帯</u>、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布</p>	<p>国基本計画(R4.6版)にて修正</p>
144	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第2項 避難誘導</p> <p>7 市に対する助言</p> <p>防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第2項 避難誘導</p> <p>7 市に対する助言</p> <p>防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	<p>国基本計画(R4.6版)にて修正</p>
162	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第5項 派遣部隊への措置（受入れ体制）</p> <p><u>2 県の措置</u></p> <p><u>県（災害対策本部）は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、被災地の市との業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 連絡所の設置</u></p> <p><u>県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。</u></p> <p><u>(2) 宿舍の斡旋</u></p> <p><u>派遣部隊の宿舍を必要とする場合は、県は、市と協議して斡旋する。</u></p> <p><u>(3) 災害派遣部隊用の施設</u></p> <p><u>県は、派遣部隊の用に供するため次の施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、この施設を使用するものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第5項 派遣部隊への措置（受入れ体制）</p> <p><u>2 (削除)</u></p>	<p>県地域防災計画に整合</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																					
163	<p style="text-align: center;">災害派遣部隊用施設一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">市町名</th> <th style="width: 15%;">部隊連絡所</th> <th style="width: 15%;">電話</th> <th style="width: 20%;">宿舎</th> <th style="width: 20%;">駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">佐賀市</td> <td rowspan="2">県正庁</td> <td rowspan="2">0952-24-2111</td> <td>致遠館高校 体育館</td> <td>致遠館高校 グラウンド</td> </tr> <tr> <td>佐賀西高校 〃</td> <td>佐賀西高校 〃</td> </tr> <tr> <td>小城市</td> <td>県正庁</td> <td>0952-24-2111</td> <td>小城高校 〃</td> <td>小城高校 〃</td> </tr> <tr> <td>神埼市</td> <td>東部土木事務所</td> <td>0952-52-3187</td> <td>神埼清明高校 〃</td> <td>神埼清明高校 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥栖市</td> <td rowspan="2">東部土木事務所</td> <td rowspan="2">0942-83-4176</td> <td>鳥栖工業高校 〃</td> <td>鳥栖工業高校 〃</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>佐賀競馬場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">唐津市</td> <td rowspan="2">唐津土木事務所</td> <td rowspan="2">0955-73-2861</td> <td>唐津商業高校 体育館</td> <td>唐津商業高校 グラウンド</td> </tr> <tr> <td>唐津南高校 〃</td> <td>唐津南高校 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊万里市</td> <td rowspan="2">伊万里土木事務所</td> <td rowspan="2">0955-23-4151</td> <td>伊万里高校 〃</td> <td>伊万里高校 〃</td> </tr> <tr> <td>伊万里商業高校 〃</td> <td>伊万里商業高校 〃</td> </tr> <tr> <td>武雄市</td> <td>杵藤土木事務所</td> <td>0954-22-4184</td> <td>武雄高校 〃</td> <td>武雄高校 〃</td> </tr> <tr> <td>鹿島市</td> <td>杵藤土木事務所</td> <td>0954-22-4184</td> <td>蟻尾山公園</td> <td>蟻尾山公園 サブグラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	部隊連絡所	電話	宿舎	駐車場	佐賀市	県正庁	0952-24-2111	致遠館高校 体育館	致遠館高校 グラウンド	佐賀西高校 〃	佐賀西高校 〃	小城市	県正庁	0952-24-2111	小城高校 〃	小城高校 〃	神埼市	東部土木事務所	0952-52-3187	神埼清明高校 〃	神埼清明高校 〃	鳥栖市	東部土木事務所	0942-83-4176	鳥栖工業高校 〃	鳥栖工業高校 〃	佐賀競馬場	佐賀競馬場	唐津市	唐津土木事務所	0955-73-2861	唐津商業高校 体育館	唐津商業高校 グラウンド	唐津南高校 〃	唐津南高校 〃	伊万里市	伊万里土木事務所	0955-23-4151	伊万里高校 〃	伊万里高校 〃	伊万里商業高校 〃	伊万里商業高校 〃	武雄市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	武雄高校 〃	武雄高校 〃	鹿島市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	蟻尾山公園	蟻尾山公園 サブグラウンド	<p style="text-align: center;">災害派遣部隊用施設一覧</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	
市町名	部隊連絡所	電話	宿舎	駐車場																																																				
佐賀市	県正庁	0952-24-2111	致遠館高校 体育館	致遠館高校 グラウンド																																																				
			佐賀西高校 〃	佐賀西高校 〃																																																				
小城市	県正庁	0952-24-2111	小城高校 〃	小城高校 〃																																																				
神埼市	東部土木事務所	0952-52-3187	神埼清明高校 〃	神埼清明高校 〃																																																				
鳥栖市	東部土木事務所	0942-83-4176	鳥栖工業高校 〃	鳥栖工業高校 〃																																																				
			佐賀競馬場	佐賀競馬場																																																				
唐津市	唐津土木事務所	0955-73-2861	唐津商業高校 体育館	唐津商業高校 グラウンド																																																				
			唐津南高校 〃	唐津南高校 〃																																																				
伊万里市	伊万里土木事務所	0955-23-4151	伊万里高校 〃	伊万里高校 〃																																																				
			伊万里商業高校 〃	伊万里商業高校 〃																																																				
武雄市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	武雄高校 〃	武雄高校 〃																																																				
鹿島市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	蟻尾山公園	蟻尾山公園 サブグラウンド																																																				
206	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。<u>(略)</u></p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p> <p>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。<u>その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p> <p>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>国基本計画(R4.6版)にて修正</p>																																																					

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
233	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第27節 外国人対策</p> <p>1 市における措置 市は、風水害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに相談体制を整備する。 <u>(追加)</u></p> <p>2 県における措置 県は、風水害時に佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、<u>(追加)</u>多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第27節 外国人対策</p> <p>1 市における措置 市は、風水害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに相談体制を整備する。 <u>また、避難所等においては、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</u></p> <p>2 県における措置 県は、風水害時に佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、<u>災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティア</u>の派遣等必要な支援を行う。</p>	<p>国基本計画に整合</p>
261	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>風水害対策に係る嬉野市災害対策本部における災害応急対策の着手時期</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 気象警報等の発表中 </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p>【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害対策連絡室の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報 </div> </div> </div>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール</p> <p>風水害対策に係る嬉野市災害対策本部における災害応急対策の着手時期</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 気象警報等の発表中 </div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p>【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害対策連絡室の設置 ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動 ◇気象情報等の広報 ◇避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始 ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇警報等の情報の伝達 ◇避難指示の発令、避難開始 ◇避難指示等の広報 </div> </div> </div>	<p>誤記のため修正</p>

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
267	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成等</p> <p>(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>(追加)</u></p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等</p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成等</p> <p>(1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>国基本計画(R5.5版)にて修正</p>

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
25	<p>第3編 地震・津波災害対策</p> <p>第2章 地震災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第1項 情報の収集・連絡体制及び応急体制の整備等</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備</p> <p>(1) 関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <p>また、市は、関係機関と防災情報を共有するために防災情報の形式を標準化し、集約のできように努める。</p> <p>なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることが出来る仕組みの構築に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3編 地震・津波災害対策</p> <p>第2章 地震災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第1項 情報の収集・連絡体制及び応急体制の整備等</p> <p>1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備</p> <p>(1) 関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</p> <p>また、市は、関係機関と防災情報を共有するために防災情報の形式を標準化し、集約のできように努める。</p> <p>なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることが出来る仕組みの構築に努める。</p> <p><u>県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画 (R4.6)にて 修正</p>
35	<p>第2章 地震災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>5 道の駅防災拠点の整備</p> <p>市は、防災機能を有する道の駅を整備し、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。</p> <p>《主な機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>備蓄施設</u> ○ <u>避難場所としての広場</u> ○ <u>情報通信機器</u> 	<p>第2章 地震災害予防対策計画</p> <p>第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進</p> <p>第2項 防災活動体制の整備</p> <p>5 道の駅「うれしの まるく」の防災拠点としての整備</p> <p>市は、防災機能を有する道の駅を整備し、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。</p> <p>《主な機能》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難場所</u> ○ <u>情報発信拠点</u> ○ <u>緊急物資の基地機能</u> ○ <u>警察・消防・自衛隊等の活動拠点</u> 	<p>県地域防災計画 (R5.3)に 整合</p>

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
47	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 (2) 指定緊急避難所及び指定避難所 ア 指定緊急避難場所 イ 指定避難所 (ア) 指定基準 (イ) 機能の強化</p> <p>市は、予め指定した<u>指定避難場所</u>の機能の強化を図るため、次の対策を進める。</p>	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 (2) 指定緊急避難所及び指定避難所 ア 指定緊急避難場所 イ 指定避難所 (ア) 指定基準 (イ) 機能の強化</p> <p>市は、予め指定した<u>指定避難所</u>の機能の強化を図るため、次の対策を進める。</p>	適切な表現に修正
47	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 (2) 指定緊急避難所及び指定避難所 ア 指定緊急避難場所 イ 指定避難所 (ア) 指定基準 (イ) 機能の強化 a (略) b 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレ等要配慮者の避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 避難計画 (1) 全庁をあげた体制の構築 (2) 指定緊急避難所及び指定避難所 ア 指定緊急避難場所 イ 指定避難所 (ア) 指定基準 (イ) 機能の強化 a (略) b 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレ等要配慮者の避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備 <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備</u></p>	国基本計画（R4.6）にて修正
55	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 5 被災者支援体制の整備 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>(追加)</u>被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</p>	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 5 被災者支援体制の整備 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。</u></p>	国基本計画（R5.5）にて修正

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
59	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 3 避難行動要支援者名簿の作成 嬉野市地域防災計画に基づき、市の防災担当部局と福祉担当部局は、関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成することとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 3 避難行動要支援者名簿の作成 嬉野市地域防災計画に基づき、市の防災担当部局と福祉担当部局は、関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成することとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、少なくとも年1回以上定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>国基本計画（R5.5）にて修正</p>
64	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 8 外国人の安全確保対策 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災意識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第8項 避難行動要支援者対策の強化 8 外国人の安全確保対策 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災意識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p><u>また、避難所等においては、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</u></p>	<p>国基本計画に整合</p>
75	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第4節 市民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発 ア～エ (略)</p> <p><u>オ (追加)</u></p>	<p>第2章 地震災害予防対策計画 第4節 市民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>国基本計画（R4.6）にて修正</p>

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
84	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>1 災害対策連絡室</p> <p>(1) 設置基準及び廃止基準 (略)</p> <p>(2) 所掌事務 災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整 <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制</p> <p>1 災害対策連絡室</p> <p>(1) 設置基準及び廃止基準 (略)</p> <p>(2) 所掌事務 災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整 <u>災害が発生するおそれがある段階における事前避難の実施に関する検討及び災害救助法適用に関する調整</u></p>	<p>県地域防災計画（R5.3）に整合</p>
93	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 地震の情報伝達</p> <p>第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱の揺れが予想された場合 <u>(追加)</u> に、震度4以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6以上の揺れを予測した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけされる。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 地震の情報伝達</p> <p>第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱の揺れが予想された場合 <u>又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に</u>、震度4以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6以上の揺れを予測した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけされる。</p>	<p>県地域防災計画にて修正</p>
116	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第5項 派遣部隊への措置（受入れ体制）</p> <p><u>2 県の措置</u></p> <p><u>県（災害対策本部）は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、被災地の市町等との業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1) 連絡所の設置</u> <u>県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。</u></p> <p><u>(2) 宿舍の斡旋</u> <u>派遣部隊の宿舍を必要とする場合は、県が、関係市町と協議して斡旋する。</u></p> <p><u>(3) 災害派遣部隊用の施設</u> <u>県は、派遣部隊の用に供するため予め指定した施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、この施設を使用するものとする。</u></p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第5項 派遣部隊への措置（受入れ体制）</p> <p><u>2 (削除)</u></p>	<p>県地域防災計画に整合</p>

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																											
117	<p style="text-align: center;"><u>災害派遣部隊用施設一覧</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">市町名</th> <th style="width: 15%;">部隊連絡所</th> <th style="width: 15%;">電話</th> <th style="width: 15%;">宿舎</th> <th style="width: 15%;">駐車場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">佐賀市</td> <td rowspan="2">県正庁</td> <td rowspan="2">0952-24-2111</td> <td>致遠館高校 体育館</td> <td>致遠館高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>佐賀西高校 //</td> <td>佐賀西高グラウンド</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">小城市</td> <td rowspan="4">小城市役所庁舎</td> <td rowspan="4">0952-37-6111</td> <td>小城体育センター</td> <td>小城体育センター駐車場</td> </tr> <tr> <td>三日月体育館</td> <td>生涯学習センター駐車場</td> </tr> <tr> <td>牛津体育センター</td> <td>牛津公民館駐車場</td> </tr> <tr> <td>芦刈地域交流センター</td> <td>芦刈地域交流センター駐車場</td> </tr> <tr> <td>神崎市</td> <td>東部土木事務所</td> <td>0952-52-3187</td> <td>神崎清明高校体育館</td> <td>神崎清明高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥栖市</td> <td rowspan="2">東部土木事務所</td> <td rowspan="2">0942-83-4176</td> <td>鳥栖工業高校 //</td> <td>鳥栖工業高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>佐賀競馬場</td> <td>佐賀競馬場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">唐津市</td> <td rowspan="2">唐津土木事務所</td> <td rowspan="2">0955-73-2861</td> <td>唐津商業高校 体育館</td> <td>唐津商業高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>唐津南高校 //</td> <td>唐津南高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊万里市</td> <td rowspan="2">伊万里土木事務所</td> <td rowspan="2">0955-23-4151</td> <td>伊万里高校 //</td> <td>伊万里高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>伊万里商業高校 //</td> <td>伊万里商業高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>武雄市</td> <td>杵藤土木事務所</td> <td>0954-22-4184</td> <td>武雄高校 //</td> <td>武雄高校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>鹿島市</td> <td>杵藤土木事務所</td> <td>0954-22-4184</td> <td>蟻尾山公園</td> <td>蟻尾山公園サブグラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	部隊連絡所	電話	宿舎	駐車場	佐賀市	県正庁	0952-24-2111	致遠館高校 体育館	致遠館高校グラウンド	佐賀西高校 //	佐賀西高グラウンド	小城市	小城市役所庁舎	0952-37-6111	小城体育センター	小城体育センター駐車場	三日月体育館	生涯学習センター駐車場	牛津体育センター	牛津公民館駐車場	芦刈地域交流センター	芦刈地域交流センター駐車場	神崎市	東部土木事務所	0952-52-3187	神崎清明高校体育館	神崎清明高校グラウンド	鳥栖市	東部土木事務所	0942-83-4176	鳥栖工業高校 //	鳥栖工業高校グラウンド	佐賀競馬場	佐賀競馬場	唐津市	唐津土木事務所	0955-73-2861	唐津商業高校 体育館	唐津商業高校グラウンド	唐津南高校 //	唐津南高校グラウンド	伊万里市	伊万里土木事務所	0955-23-4151	伊万里高校 //	伊万里高校グラウンド	伊万里商業高校 //	伊万里商業高校グラウンド	武雄市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	武雄高校 //	武雄高校グラウンド	鹿島市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	蟻尾山公園	蟻尾山公園サブグラウンド	<p style="text-align: center;"><u>災害派遣部隊用施設一覧</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	
市町名	部隊連絡所	電話	宿舎	駐車場																																																										
佐賀市	県正庁	0952-24-2111	致遠館高校 体育館	致遠館高校グラウンド																																																										
			佐賀西高校 //	佐賀西高グラウンド																																																										
小城市	小城市役所庁舎	0952-37-6111	小城体育センター	小城体育センター駐車場																																																										
			三日月体育館	生涯学習センター駐車場																																																										
			牛津体育センター	牛津公民館駐車場																																																										
			芦刈地域交流センター	芦刈地域交流センター駐車場																																																										
神崎市	東部土木事務所	0952-52-3187	神崎清明高校体育館	神崎清明高校グラウンド																																																										
鳥栖市	東部土木事務所	0942-83-4176	鳥栖工業高校 //	鳥栖工業高校グラウンド																																																										
			佐賀競馬場	佐賀競馬場																																																										
唐津市	唐津土木事務所	0955-73-2861	唐津商業高校 体育館	唐津商業高校グラウンド																																																										
			唐津南高校 //	唐津南高校グラウンド																																																										
伊万里市	伊万里土木事務所	0955-23-4151	伊万里高校 //	伊万里高校グラウンド																																																										
			伊万里商業高校 //	伊万里商業高校グラウンド																																																										
武雄市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	武雄高校 //	武雄高校グラウンド																																																										
鹿島市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	蟻尾山公園	蟻尾山公園サブグラウンド																																																										
161	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>大規模地震災害が発生し、被災者等に対し救援物資を行う必要が生じた場合は、市、県及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。<u>(追加)</u></p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p> <p>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>大規模地震災害が発生し、被災者等に対し救援物資を行う必要が生じた場合は、市、県及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。</p> <p>市は、物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。<u>その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。</p> <p>また、県は備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、協定先や国に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>国基本計画 (R4.6)にて修正</p>																																																											

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
169	<p>第3章 災害応急対策計画 第18節 広報、被災者相談計画 第1項 市民等への情報提供 1 災害広報の実施 (1) 一般広報 ア 広報内容 (ア) 地震発生直後の広報 a 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、<u>(追加)</u>、余震の発生等今後の地震への警戒）</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第18節 広報、被災者相談計画 第1項 市民等への情報提供 1 災害広報の実施 (1) 一般広報 ア 広報内容 (ア) 地震発生直後の広報 a 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、<u>長周期地震動階級</u>、余震の発生等今後の地震への警戒）</p>	<p>国基本計画（R5.5）にて修正</p>
187	<p>第3章 災害応急対策計画 第27節 外国人対策 市は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。 <u>(追加)</u> 県は、地震発生時に佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集多言語による情報提供・相談対応、<u>(追加)</u> 多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第27節 外国人対策 市は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。 <u>また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。</u> 県は、地震発生時に佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集多言語による情報提供・相談対応、<u>災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。</u></p>	<p>国基本計画に整合</p>
223	<p>第4章 災害復旧・復興計画 第2節 被災者の生活再建等への支援 第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等 2 被災者台帳の作成等 (1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>第4章 災害復旧・復興計画 第2節 被災者の生活再建等への支援 第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等 2 被災者台帳の作成等 (1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>国基本計画（R5.5）にて修正</p>

嬉野市地域防災計画（第3編 地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
233	<p>第5章 津波災害対策 第1節 災害予防対策計画 第4項 防災知識の普及 1 防災知識の普及・啓発等 (2) 津波の特性に関する情報 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>(追加)</u>の発生可能性があることなど</p>	<p>第5章 津波災害対策 第1節 災害予防対策計画 第4項 防災知識の普及 1 防災知識の普及・啓発等 (2) 津波の特性に関する情報 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生可能性があることなど</p>	<p>国基本計画 (R5.5)にて 修正</p>

嬉野市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
261	<p>第4編 原子力災害対策</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第3項 避難者の受入れ</p> <p>1 伊万里市民の受け入れ</p> <p>市は、玄海原子力発電所での災害発生時にUPZ圏内から避難する避難者のうち、伊万里市からの避難住民を受け入れるものとする。</p> <p>なお、受入数は、予め県及び伊万里市と協議し、調整するものとする。</p> <p>市は、避難者を受け入れる場合、伊万里市の避難計画に定めた避難所を提供するように努める。</p> <p>市は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員となる職員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。</p> <p>また、伊万里市の体制が整うまでの間、避難所の開設、避難所における各種活動、市が備蓄している食料・飲料水・生活用品等の提供など必要な協力を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>市は、県等と連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施するものとする。</p>	<p>第4編 原子力災害対策</p> <p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第3項 避難者の受入れ</p> <p>1 伊万里市民の受け入れ</p> <p>市は、玄海原子力発電所での災害発生時にUPZ圏内から避難する避難者のうち、伊万里市からの避難住民を受け入れるものとする。</p> <p>なお、受入数は、予め県及び伊万里市と協議し、調整するものとする。</p> <p>市は、避難者を受け入れる場合、伊万里市の避難計画に定めた避難所を提供するように努める。</p> <p>市は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員となる職員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。</p> <p>また、伊万里市の体制が整うまでの間、避難所の開設、避難所における各種活動、市が備蓄している食料・飲料水・生活用品等の提供など必要な協力を行う。</p> <p><u>その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>市は、県等と連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施するものとする。</p>	<p>国基本計画(R4.6)にて修正</p>

嬉野市地域防災計画（第4編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
262	(追加)	<p style="text-align: center;">避難所一覧（伊万里市民避難先）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連番</th> <th colspan="3">避難所</th> <th colspan="3">避難元</th> <th rowspan="2">指定避難所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>施設名称</th> <th>住所</th> <th>収容人員</th> <th>割り当て人員</th> <th>市町名</th> <th>地区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>県立嬉野高等学校 嬉野校舎</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿甲700</td><td>886</td><td>886</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>嬉野市立嬉野中学校</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿甲2786</td><td>719</td><td>719</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td>指定避難場所・福祉避難所</td></tr> <tr><td>3</td><td>嬉野市不動ふれあい体育館</td><td>嬉野市嬉野町大字不動山甲1326</td><td>193</td><td>193</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>嬉野市中央体育館</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1515</td><td>605</td><td>551</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>嬉野市立嬉野小学校</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1647</td><td>485</td><td>485</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>吉田公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田丙2770-5</td><td>100</td><td>89</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>嬉野市文化センター</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1298</td><td>389</td><td>389</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>轟小学校</td><td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2597</td><td>360</td><td>360</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>吉田中学校</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田丙3016</td><td>289</td><td>289</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>老人福祉（保健）センター</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2</td><td>200</td><td>181</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td>指定避難場所・福祉避難所</td></tr> <tr><td>11</td><td>嬉野市立大野原小中学校</td><td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙720-1</td><td>202</td><td>183</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>大野原コミュニティセンター</td><td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙729-2</td><td>35</td><td>4</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>13</td><td>うれしの市民センター</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1515</td><td>105</td><td>105</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>下岩屋公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲230</td><td>63</td><td>63</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>15</td><td>上岩屋集会所</td><td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2235-8</td><td>50</td><td>50</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>16</td><td>吉田小学校 体育館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田丙2997-1</td><td>443</td><td>422</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>納戸料公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田丁5204</td><td>29</td><td>29</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>18</td><td>中通公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田丙3094-1</td><td>60</td><td>60</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>19</td><td>春日公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田乙2695</td><td>45</td><td>45</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>20</td><td>血屋公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田丁4671</td><td>39</td><td>39</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>21</td><td>東吉田公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田甲2808-1</td><td>80</td><td>70</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>22</td><td>岡岩公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字吉田甲4084</td><td>60</td><td>50</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>23</td><td>温泉区公民館</td><td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1076</td><td>30</td><td>12</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>自治公民館</td></tr> <tr><td>24</td><td>県立うれしの特別支援学校</td><td>嬉野市塩田町大字五町甲2877-1</td><td>300</td><td>278</td><td>伊万里市</td><td>二里町</td><td></td><td>福祉避難所</td></tr> <tr><td>25</td><td>県立嬉野高等学校 塩田校舎</td><td>嬉野市塩田町大字馬場下甲1418</td><td>667</td><td>667</td><td>伊万里市</td><td>大川内町</td><td>○</td><td>指定避難場所・福祉避難所</td></tr> <tr><td>26</td><td>大草野小学校</td><td>嬉野市塩田町大字下野丙80</td><td>284</td><td>284</td><td>伊万里市</td><td>大川内町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>嬉野市塩田保健センター</td><td>嬉野市塩田町馬場下甲1709-1</td><td>100</td><td>100</td><td>伊万里市</td><td>大川内町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>旧久間研修センター</td><td>嬉野市塩田町大字久間甲889-2</td><td>80</td><td>66</td><td>伊万里市</td><td>大川内町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>嬉野市立久間小学校</td><td>嬉野市塩田町大字久間乙1885</td><td>248</td><td>162</td><td>伊万里市</td><td>大川内町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>嬉野市立塩田小学校</td><td>嬉野市塩田町大字馬場下甲3817</td><td>261</td><td>233</td><td>伊万里市</td><td>大川内町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>嬉野市立塩田中学校</td><td>嬉野市塩田町大字馬場下甲1801</td><td>513</td><td>422</td><td>伊万里市</td><td>松浦町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>嬉野市コミュニティセンター（楠風館）</td><td>嬉野市塩田町大字五町甲3136-1</td><td>372</td><td>372</td><td>伊万里市</td><td>松浦町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>嬉野市社会文化会館</td><td>嬉野市塩田町大字五町甲628</td><td>800</td><td>609</td><td>伊万里市</td><td>松浦町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>嬉野市中央公民館</td><td>嬉野市塩田町大字馬場下甲1967</td><td>606</td><td>498</td><td>伊万里市</td><td>松浦町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>35</td><td>嬉野市立五町田小学校</td><td>嬉野市塩田町大字五町甲3717</td><td>249</td><td>208</td><td>伊万里市</td><td>松浦町</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>9,947</td> <td>9,173</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	連番	避難所			避難元			指定避難所	備考	施設名称	住所	収容人員	割り当て人員	市町名	地区名	1	県立嬉野高等学校 嬉野校舎	嬉野市嬉野町大字下宿甲700	886	886	伊万里市	二里町	○		2	嬉野市立嬉野中学校	嬉野市嬉野町大字下宿甲2786	719	719	伊万里市	二里町	○	指定避難場所・福祉避難所	3	嬉野市不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326	193	193	伊万里市	二里町	○		4	嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515	605	551	伊万里市	二里町	○		5	嬉野市立嬉野小学校	嬉野市嬉野町大字下宿乙1647	485	485	伊万里市	二里町	○		6	吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2770-5	100	89	伊万里市	二里町	○		7	嬉野市文化センター	嬉野市嬉野町大字下宿乙1298	389	389	伊万里市	二里町	○		8	轟小学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2597	360	360	伊万里市	二里町	○		9	吉田中学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016	289	289	伊万里市	二里町	○		10	老人福祉（保健）センター	嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2	200	181	伊万里市	二里町	○	指定避難場所・福祉避難所	11	嬉野市立大野原小中学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙720-1	202	183	伊万里市	二里町	○		12	大野原コミュニティセンター	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙729-2	35	4	伊万里市	二里町		自治公民館	13	うれしの市民センター	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515	105	105	伊万里市	二里町	○		14	下岩屋公民館	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲230	63	63	伊万里市	二里町		自治公民館	15	上岩屋集会所	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2235-8	50	50	伊万里市	二里町		自治公民館	16	吉田小学校 体育館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2997-1	443	422	伊万里市	二里町	○		17	納戸料公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丁5204	29	29	伊万里市	二里町		自治公民館	18	中通公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙3094-1	60	60	伊万里市	二里町		自治公民館	19	春日公民館	嬉野市嬉野町大字吉田乙2695	45	45	伊万里市	二里町		自治公民館	20	血屋公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丁4671	39	39	伊万里市	二里町		自治公民館	21	東吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田甲2808-1	80	70	伊万里市	二里町		自治公民館	22	岡岩公民館	嬉野市嬉野町大字吉田甲4084	60	50	伊万里市	二里町		自治公民館	23	温泉区公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1076	30	12	伊万里市	二里町		自治公民館	24	県立うれしの特別支援学校	嬉野市塩田町大字五町甲2877-1	300	278	伊万里市	二里町		福祉避難所	25	県立嬉野高等学校 塩田校舎	嬉野市塩田町大字馬場下甲1418	667	667	伊万里市	大川内町	○	指定避難場所・福祉避難所	26	大草野小学校	嬉野市塩田町大字下野丙80	284	284	伊万里市	大川内町	○		27	嬉野市塩田保健センター	嬉野市塩田町馬場下甲1709-1	100	100	伊万里市	大川内町	○		28	旧久間研修センター	嬉野市塩田町大字久間甲889-2	80	66	伊万里市	大川内町	○		29	嬉野市立久間小学校	嬉野市塩田町大字久間乙1885	248	162	伊万里市	大川内町	○		30	嬉野市立塩田小学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲3817	261	233	伊万里市	大川内町	○		31	嬉野市立塩田中学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲1801	513	422	伊万里市	松浦町	○		32	嬉野市コミュニティセンター（楠風館）	嬉野市塩田町大字五町甲3136-1	372	372	伊万里市	松浦町	○		33	嬉野市社会文化会館	嬉野市塩田町大字五町甲628	800	609	伊万里市	松浦町	○		34	嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967	606	498	伊万里市	松浦町	○		35	嬉野市立五町田小学校	嬉野市塩田町大字五町甲3717	249	208	伊万里市	松浦町	○		合計			9,947	9,173					伊万里市からの避難者受け入れ計画の具体化
連番	避難所			避難元			指定避難所	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	施設名称	住所	収容人員	割り当て人員	市町名	地区名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	県立嬉野高等学校 嬉野校舎	嬉野市嬉野町大字下宿甲700	886	886	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	嬉野市立嬉野中学校	嬉野市嬉野町大字下宿甲2786	719	719	伊万里市	二里町	○	指定避難場所・福祉避難所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3	嬉野市不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326	193	193	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515	605	551	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	嬉野市立嬉野小学校	嬉野市嬉野町大字下宿乙1647	485	485	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2770-5	100	89	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	嬉野市文化センター	嬉野市嬉野町大字下宿乙1298	389	389	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	轟小学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2597	360	360	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	吉田中学校	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016	289	289	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	老人福祉（保健）センター	嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2	200	181	伊万里市	二里町	○	指定避難場所・福祉避難所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11	嬉野市立大野原小中学校	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙720-1	202	183	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	大野原コミュニティセンター	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙729-2	35	4	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13	うれしの市民センター	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515	105	105	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
14	下岩屋公民館	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲230	63	63	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
15	上岩屋集会所	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2235-8	50	50	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
16	吉田小学校 体育館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2997-1	443	422	伊万里市	二里町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	納戸料公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丁5204	29	29	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
18	中通公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙3094-1	60	60	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19	春日公民館	嬉野市嬉野町大字吉田乙2695	45	45	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
20	血屋公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丁4671	39	39	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
21	東吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田甲2808-1	80	70	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
22	岡岩公民館	嬉野市嬉野町大字吉田甲4084	60	50	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
23	温泉区公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1076	30	12	伊万里市	二里町		自治公民館																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
24	県立うれしの特別支援学校	嬉野市塩田町大字五町甲2877-1	300	278	伊万里市	二里町		福祉避難所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
25	県立嬉野高等学校 塩田校舎	嬉野市塩田町大字馬場下甲1418	667	667	伊万里市	大川内町	○	指定避難場所・福祉避難所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
26	大草野小学校	嬉野市塩田町大字下野丙80	284	284	伊万里市	大川内町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	嬉野市塩田保健センター	嬉野市塩田町馬場下甲1709-1	100	100	伊万里市	大川内町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	旧久間研修センター	嬉野市塩田町大字久間甲889-2	80	66	伊万里市	大川内町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29	嬉野市立久間小学校	嬉野市塩田町大字久間乙1885	248	162	伊万里市	大川内町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
30	嬉野市立塩田小学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲3817	261	233	伊万里市	大川内町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
31	嬉野市立塩田中学校	嬉野市塩田町大字馬場下甲1801	513	422	伊万里市	松浦町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
32	嬉野市コミュニティセンター（楠風館）	嬉野市塩田町大字五町甲3136-1	372	372	伊万里市	松浦町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
33	嬉野市社会文化会館	嬉野市塩田町大字五町甲628	800	609	伊万里市	松浦町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
34	嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967	606	498	伊万里市	松浦町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
35	嬉野市立五町田小学校	嬉野市塩田町大字五町甲3717	249	208	伊万里市	松浦町	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
合計			9,947	9,173																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

嬉野市地域防災計画（第5編 その他の災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
7	<p>第5編 その他の災害対策 第2章 大規模火事災害対策 第1節 災害予防対策計画 第8項 捜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備 3 医療活動体制の整備 (1) 医療救護資機材等の備蓄 市は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、<u>医療救護資機</u>の備蓄に努める。</p>	<p>第5編 その他の災害対策 第2章 大規模火事災害対策 第1節 災害予防対策計画 第8項 捜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備 3 医療活動体制の整備 (1) 医療救護資機材等の備蓄 市は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、<u>医療救護資機材</u>の備蓄に努める。</p>	脱字修正
52	<p>第5章 鉄道災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 鉄道の安全運行の確保 2 鉄道施設の安全対策の推進 (1) 安全指導 九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。 <u>(3)</u> 車両及び安全運行施設の整備 鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号やC T C（列車集中制御装置）及びA T S（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。 <u>(4)</u> 保守点検による事故防止 鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的実施し、鉄道事故の防止に努める。 <u>(5)</u> 検査技術の向上による安全対策 鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理への反映に努める。</p>	<p>第5章 鉄道災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 鉄道の安全運行の確保 2 鉄道施設の安全対策の推進 (1) 安全指導 九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。 <u>(2)</u> 車両及び安全運行施設の整備 鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号やC T C（列車集中制御装置）及びA T S（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。 <u>(3)</u> 保守点検による事故防止 鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的実施し、鉄道事故の防止に努める。 <u>(4)</u> 検査技術の向上による安全対策 鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理への反映に努める。</p>	誤字修正
60	<p>第5章 鉄道災害対策 第2節 災害応急対策計画 第2項 災害情報の収集・連絡、報告 2 災害情報の収集・連絡 (2) 災害情報の収集・連絡 イ ヘリコプター等による緊急災害情報の収集 県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他<u>件</u>へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。 また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（危機管理防災課[総括対策部]）へ報告するものとする。</p>	<p>第5章 鉄道災害対策 第2節 災害応急対策計画 第2項 災害情報の収集・連絡、報告 2 災害情報の収集・連絡 (2) 災害情報の収集・連絡 イ ヘリコプター等による緊急災害情報の収集 県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他<u>県</u>へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。 また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県（危機管理防災課[総括対策部]）へ報告するものとする。</p>	誤字修正